

朝来市国土強靱化地域計画【概要版】

計画策定の考え方（趣旨）

平成 25 年 12 月「国土強靱化基本法」公布・施行：強くしなやかな国民生活の実現を図るために
平成 26 年 6 月「国土強靱化基本計画」策定（平成 30 年 12 月改定）

平成 28 年 1 月「兵庫県国土強靱化計画」策定（令和 2 年 3 月改定）

令和 2 年 6 月「朝来市国土強靱化地域計画」策定（基本法第 13 条に基づく）

国や県、周辺自治体、市民や市内事業者などの関係者が総力を挙げて、今後発生する可能性が極めて高い自然災害に対する備え、事前の準備に取り組むことが重要との考えのもと、朝来市国土強靱化地域計画を策定し、国土強靱化に関する施策及び事務事業を適切に推進することで、強靱でしなやかなまちづくりを計画的に進めていくものとする。

基本的な考え方

【計画期間】

令和 2 年度から概ね 5 年間

【想定するリスク】

本市の過去の災害履歴や地域特性から、想定する自然災害リスクは、

「地震（液状化、原子力災害ほか関連災害を含む）」
「風水害（梅雨前線等による豪雨、台風によるもの、これに関連する土砂災害を含む）」
「雪害」

とする。

【基本目標】

いかなる自然災害が発生しても、以下の基本目標の下、国土及び市域の強靱化を推進する。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

【4つの基本方針】

本市では、以下の4つの基本方針の下、国土及び市域の強靱化を図るために計画を推進する。

- ① 長期的観点からの推進
- ② 多様な主体の連携の推進
- ③ 適切な施策の組み合わせ、効果的な施策の推進
- ④ 効率的な施策の推進

その上で、平成 16 年台風第 23 号災害以降の豪雨災害、地震災害等の教訓から、ハード施策を着実に推進するとともに、地域全体で強靱化を推進するために、地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆を深め、市民、地域、行政等が一体となった安全安心な防災まちづくりを推進することで、大規模な災害における被害を最小限に抑える「減災」を推進していく。

脆弱性評価に基づく計画の推進

【脆弱性評価】

次の①、②の手順で本市の施策及び事務事業における脆弱性評価を実施した。

- ①過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」を設定（38類型）
- ②それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討

【起きてはならない最悪の事態】※ 部は、特に重点的に対応する項目

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（38類型）
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 木造住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地、集落等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 国、県、周辺自治体等の関係行政機関の機能不全
	3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線の分断等、陸の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-5 食料等の安定供給の停滞
	5-6 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通網（陸路）等の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地、集落の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建物や構造物等の倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出、流木等による多数の死傷者の発生
	7-4 危険物、有害物質、劇物等の大規模拡散・流出による被害の拡大
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 より良い復興（創造的復興）に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、自治会や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内及び但馬地域の経済等への甚大な影響

【計画の推進】

本計画による強靱化を着実に推進するため、上位関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。また、本計画のフォローアップについては、総合計画実施計画の進捗管理と併せてPDCAサイクルを回すことで進行管理を行うとともに、重要業績指標の目標値の達成状況、進捗状況の評価を行う。

強靱化に向けた施策の推進方針

施策分野	主な取り組み内容	
国土保全	(1) 河川、砂防の防災、減災（治水対策の推進）	○大規模洪水による甚大な浸水被害を防ぐため、必要性、緊急性などを総合的に判断し、兵庫県とも連携し、河川改修や治水対策を促進する。
	(2) 農地の防災、減災	○農業委員会の活動による農地利用最適化を推進し、担い手への農地集積・集約化を図る。
	(3) ため池の防災、減災	○県とも連携しながら、ため池廃止やハザードマップ作成等のソフトとハードの両面から事業を行い、ため池及び農地の保全を図る。
	(4) 森林、里山の防災、減災（土砂災害対策、治山対策の推進）	○人的被害の防止のため、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域に指定された地域などでは、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設等の整備を推進する。
	(5) 都市軸の保全、機能強化	○主要な路線の寸断による被災地への物資供給が長期停止しないために、道路施設や橋梁などの耐震化を図る。
住宅・都市	(1) 建築物の耐震化、耐災害性の向上	○危険度、緊急度の高い施設から優先的に整備、改修、修繕し、耐震化、耐災害化、避難経路確保にも考慮した整備に努める。
	(2) 宅地の防災対策、住宅地及び市街地の耐災害性の向上	○市営住宅等の適正な維持管理による長寿命化を図り、地震などの災害時の倒壊等を未然に防ぐ。
	(3) 文化財等の耐災害性の向上、防災力の強化	○指定文化財等の適切な保存管理を行う。
	(4) 地籍調査の実施	○地籍調査の更なる推進及び進捗率の向上を図る。
ライフライン・廃棄物	(1) ライフライン（上下水道施設）の耐災害性の向上	○業務継続計画、ストックマネジメント計画等に基づき、施設の更新及び耐震化を推進するとともに、災害時には水道機能の早期復旧を図る。
	(2) 電力、ガス等のエネルギーの確保	○民間と連携して、必要などころへの燃料の供給、LPガス及び燃焼機器等の資機材の提供等が適切に行われるように体制を整備する。
	(3) 災害廃棄物対策	○災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理を推進するとともに、クリーンセンター処理能力オーバーへの対処を推進する。
	(4) 災害時の食料供給体制の確保	○災害時における市民への炊出し訓練等を実施し、被災市民への食事（調理）の提供体制を強化する。
保健・医療	(1) 医療施設の災害時の機能維持、向上	○公立豊岡病院及び公立朝来医療センター等において、電力供給の途絶に備え、非常用発電装置の機能が確保されるよう維持、補修、燃料の備蓄を行うために協力していく。
	(2) 避難者、要援護者への迅速な対応	○要援護者の身体状況やサービス利用状況を把握し、ケアマネジャー等と連携した迅速な災害時の対応をめざす。
	(3) 平時からの医療体制の充実	○公立豊岡病院組合と連携し、公立朝来医療センターの医師確保に努めるとともに、朝来市医師会や南但歯科医師会等と連携した医療情報の提供・相談ができる体制づくりを継続して行う。
	(4) 平時からの健幸づくりの推進	○健康づくりの知識や技術を得て、市民が主体的に実践し自身の健康管理が適切に行えるよう、地域や関係団体等が協働しながら、健幸意識の高揚を図っていく。
	(5) 避難者の健康確保	○避難所では3密(密閉、密集、密接)を避ける方策を講じるなど、インフルエンザやコロナウィルス（COVID-19を含む）等の感染症対策に取り組むとともに、衛生管理への対策、アルコール消毒液や使い捨てマスク等の備蓄も進め、避難者の健康維持に努める。
情報・通信	(1) 情報通信手段の耐災害性の向上、機能強化	○行政情報通信システムにおいて信頼性の高い通信ネットワークの構築、リモートアクセスシステムの活用、非常用電源の整備の対策により耐災害性の向上を図る。
	(2) 無電柱化による耐災害性の向上	○倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間との情報共有及び連携体制の強化を図るほか、市街地等における道路の無電柱化を検討する。
	(3) 適切な情報の受発信	○的確な情報提供、広報を行うとともに、市民からの意見や要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映させる。
	(4) 個人情報等行政保有情報の保護、適正な利活用の推進	○個人情報等の重要な行政情報の災害時における適正な維持、保護に努め、有事の適正な利用、運用に向けて平時から対策を進める。
産業	(1) 災害時にも強い農林業の振興	○付加価値を高める農畜産業の振興に向けて、老朽化した農業用施設を改修することで、農業被害を抑えるとともに被災リスクを低減する。 ○森林技術者や林業従事者の確保・育成に努める。
	(2) 災害時にも強い観光産業の構築	○国内外からの観光誘客を図るための各種マーケティングに取り組むとともに、周遊バスツアーの企画運営、各種交流キャンペーンを展開する
	(3) 市内事業者の災害時の対応力強化、事業の継続実施体制の構築の推進	○事業継続計画（BCP）の作成について、商工会等関係機関と連携を図りながら支援し、災害に強い事業者を育成していく。
	(4) 既存工場、事業所等の老朽化対策	○老朽化した機械等を使用することによる災害を起こすリスクを軽減するための事業主への支援を推進する。

施策分野	主な取り組み内容	
産業	(5) 企業移転・誘致、事業者の生産力の向上	○災害危険性の高い都市部からの企業の移転及び誘致や市内事業所の生産規模の拡張等を支援し、市内事業所の生産力を高める。
	(6) 失業者に対する支援	○災害による失業者に対する雇用支援、早期就職支援を推進し、人材の確保促進を図る。
交通・物流	(1) 道路交通機能の強化、沿道の耐災害性の向上	○交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。 ○市道の橋梁の耐震化に努める。
	(2) 災害時にも機能する多様な交通機能、物流手段の確保	○市民の移動手段の確保について、交通事業者と連携して検討を進める。
行政機能	(1) 災害時即応体制の強化	○業務継続計画、地域防災計画等に基づき、災害時に行政機能が維持され、応急、復旧、復興が迅速に進められるように、平時から想定する対応策の運営方法の点検、確認、体制整備を進める。
	(2) 庁舎等公共施設の耐震性の向上、災害時対応力の強化	○災害時の安全性確保に加えて機能継続を確保するため庁舎の耐震化を進める。 ○防災センターや防災倉庫については、防災拠点施設としての機能が発揮できるよう必要な整備、適正な維持管理を進める。
	(3) 消防・水防活動の災害時対応力の強化	○計画的に消防車両、消防機庫、消防水利等を整備する。
	(4) 救助、救急医療体制の強化	○朝来市医師会や南但歯科医師会、市内医療機関や近隣市町の医療機関・災害拠点病院等の連携により、但馬地域の救急医療体制の強化を図る。
避難支援	(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の構築	○自主防災組織を中心に民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地区防災計画の策定、防災訓練や防災体制の構築等に努める。
	(2) 公共施設利用者の避難支援の強化	○各施設の防災計画に基づき、避難訓練を実施するなど、災害時に適切な避難行動を誘導できるように対策を講じる。
	(3) 事前の取り組み、普及啓発の強化	○要援護者およびその家族について、日ごろから避難場所、避難方法等について意識できるよう普及啓発する。
地域の防災力強化	(1) 地域の消防団、防災組織の災害対応力の強化	○火災発生時等における迅速かつ的確な消火・水防活動を展開するため、消防力の維持強化を図る。
	(2) 地域コミュニティの維持、強化による防災力向上、住民相互の支え合いの仕組み、体制構築	○地域コミュニティを活用し、避難所での人材確保と自助・共助・公助により避難所でコミュニティを可動させ、避難者の心身の健康維持ができるように体制整備に向け協議・検討を進める。 ○日頃からの見守りや発見・つなぐ等の取組を通じて、避難行動要支援者の把握に努め、情報共有が図られるよう取り組む。
	(3) 多様な団体、専門家等と連携した防災力の強化	○庁内各課と連携して地域防災計画の推進をめざし、地域の代表者とケアマネジャーや相談支援専門員とのつながりを密にする。
人材育成	(1) 災害時に活躍できる多様な人材の育成	○職員研修及び関連資格保有者の増加等の人材育成を通じて、有事に対する行政の機能強化を図る。
	(2) 防災教育の実施	○学校、子ども園等における防災教育を推進する。 ○災害時に活躍する多様な人（専門家やボランティアなど）との対話を通じて、助け合いやボランティア活動を主体的に実践できるよう人材育成に取り組む。
老朽対策	(1) 公共施設の老朽化対策	○施設の老朽化対策工事の実施や老朽化した備品等の更新を行う。
	(2) 社会基盤施設、地域資源の老朽化対策	○インフラ施設については、計画的な点検と日常的な管理を進めることで、災害時の機能不全等を防止する。
広域連携	(1) 防災、減災に資する技術の向上、継承	○災害情報の一元化等、一体的なシステムによる事務対応の可能性を検討する。
	(2) 市単独での対応能力、処理能力不足への対応	○災害時における広域での応援連携を強化するとともに、平時においては交流人口の拡大等の地域振興、地域活性化に繋げる。
	(3) 災害時における高度な技術力の受援による対応	○市内医療機関と近隣市町の医療機関、災害拠点病院、災害時に派遣される医療ボランティア等との連携により、医療機能の麻痺の回避や災害に関連した疾病を含む疾病の重症化予防等に繋げる。
	(4) 災害時の柔軟な経済支援の充実	○災害に伴う税の減免及び徴収の猶予措置等に適切に対応できる体制を整備する。

※本計画では、兵庫県国土強靱化計画（上位関連計画）との整合性、計画自体の見やすさ、活用しやすさを考慮し、施策の推進方針については、施策分野別に整理している。